

令和7年 第2回定例

# 旭川市議会会議録 第1号

---

○令和7年6月12日（木曜日）

開会 午前10時00分

散会 午後 6 時58分

---

○出席議員（33名）

|     |           |
|-----|-----------|
| 2番  | 横 山 啓 一   |
| 3番  | 笠 井 ま な み |
| 4番  | あ べ な お   |
| 5番  | 中 村 み な こ |
| 6番  | 江 川 あ や   |
| 7番  | 上 野 和 幸   |
| 8番  | 植 木 だいすけ  |
| 9番  | 小 林 ゆ う き |
| 10番 | 駒 木 お さ み |
| 11番 | 皆 川 ゆきたけ  |
| 12番 | たけいし よういち |
| 13番 | 石 川 まさゆき  |
| 14番 | 沼 崎 雅 之   |
| 15番 | ま じ ま 隆 英 |
| 16番 | 高 橋 紀 博   |
| 17番 | 品 田 と き え |
| 18番 | 塩 尻 英 明   |
| 19番 | 高 木 ひろたか  |
| 20番 | 中 野 ひろゆき  |

|     |           |
|-----|-----------|
| 21番 | え び な 安 信 |
| 22番 | 高 橋 ひでとし  |
| 23番 | 菅 原 範 明   |
| 24番 | 佐 藤 さ だ お |
| 25番 | 石 川 厚 子   |
| 26番 | 能 登 谷 繁   |
| 27番 | 高 見 一 典   |
| 28番 | 金 谷 美 奈 子 |
| 29番 | 高 花 え い こ |
| 30番 | 中 村 のりゆき  |
| 31番 | 安 田 佳 正   |
| 32番 | 松 田 卓 也   |
| 33番 | 福 居 秀 雄   |
| 34番 | 杉 山 允 孝   |

---

## ○説 明 員

|               |   |   |   |   |   |
|---------------|---|---|---|---|---|
| 市             | 長 | 今 | 津 | 寛 | 介 |
| 副             | 市 | 長 | 中 | 村 | 寧 |
| 副             | 市 | 長 | 菅 | 野 | 直 |
| 副             | 市 | 長 | 梶 | 井 | 正 |
| 総 合 政 策 部 長   |   | 熊 | 谷 | 好 | 規 |
| 行財政改革推進部長     |   | 浅 | 利 |   | 豪 |
| 総 務 部 長       |   | 和 | 田 | 英 | 邦 |
| 総 務 部 総 務 監   |   | 松 | 本 |   | 賢 |
| 福 祉 保 険 部 長   |   | 川 | 邊 |   | 仁 |
| 子 育 て 支 援 部 長 |   | 向 | 井 | 泰 | 子 |
| 建 築 部 長       |   | 岡 | 田 | 光 | 弘 |
| 教 育 長         |   | 野 | 崎 | 幸 | 宏 |
| 水道事業管理者       |   | 佐 | 藤 | 幸 | 輝 |
| 監 査 委 員       |   | 大 | 鷹 |   | 明 |

---

## ○事務局出席職員

|                 |   |   |   |   |
|-----------------|---|---|---|---|
| 議 会 事 務 局 長     | 稲 | 田 | 俊 | 幸 |
| 議 会 事 務 局 次 長   | 林 | 上 | 敦 | 裕 |
| 議 事 調 査 課 長 補 佐 | 小 | 川 | 智 | 之 |
| 議 事 調 査 課 主 査   | 信 | 濃 | 孝 | 美 |
| 議 事 調 査 課 書 記   | 桐 | 山 | 未 | 悠 |

---

## ○会議録署名議員

|      |   |   |     |
|------|---|---|-----|
| 9 番  | 小 | 林 | ゆうき |
| 21 番 | え | び | な   |
|      | 安 | 信 |     |

---

## ○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議案第29号 株式会社旭川振興公社の株主総会における議決権の行使について
- 日程第 3 議案第 1 号 令和 7 年度旭川市一般会計補正予算について
- 日程第 4 議案第 2 号 令和 7 年度旭川市水道事業会計補正予算について
- 日程第 5 議案第 3 号 令和 7 年度旭川市下水道事業会計補正予算について
- 日程第 6 議案第 4 号 旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 号 旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6 号 旭川市職員の育児休業等に関する条例及び旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7 号 旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 8 号 旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 9 号 旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 旭川市愛育センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 建物の処分について
- 日程第14 議案第12号 財産の取得について
- 日程第15 議案第13号 財産の取得について
- 日程第16 議案第14号 財産の取得について
- 日程第17 議案第15号 財産の取得について
- 日程第18 議案第16号 財産の取得について
- 日程第19 議案第17号 財産の取得について
- 日程第20 議案第18号 財産の取得について
- 日程第21 議案第19号 財産の取得について
- 日程第22 議案第20号 財産の取得について
- 日程第23 議案第21号 契約の締結について
- 日程第24 議案第22号 契約の締結について
- 日程第25 議案第23号 契約の締結について
- 日程第26 議案第24号 契約の締結について
- 日程第27 議案第25号 契約の締結について
- 日程第28 議案第26号 契約の締結について
- 日程第29 議案第27号 契約の締結について
- 日程第30 議案第28号 契約の締結について
- 日程第31 報告第 1 号 令和 6 年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告について

日程第32 報告第2号 令和6年度旭川市水道事業会計予算の予算繰越しの報告について  
日程第33 報告第3号 令和6年度旭川市下水道事業会計予算の予算繰越しの報告について  
日程第34 報告第4号 専決処分の報告について  
日程第35 報告第5号 専決処分の報告について  
日程第36 報告第6号 専決処分の報告について  
日程第37 報告第7号 専決処分の報告について  
日程第38 請願・陳情議案の審査結果報告について  
日程第39 一般質問について

---

## ○追加議事日程

日程第40 決議案第1号 福居秀雄議長の不信任決議について

---

## ○本日の会議に付した事件

1. 会期の決定について (決定)
1. 決議案第1号 福居秀雄議長の不信任決議について (可決)
1. 議案第29号 株式会社旭川振興公社の株主総会における議決権の行使について (原案可決)
1. 議案第1号 令和7年度旭川市一般会計補正予算について (提案説明)
1. 議案第2号 令和7年度旭川市水道事業会計補正予算について (提案説明)
1. 議案第3号 令和7年度旭川市下水道事業会計補正予算について (提案説明)
1. 議案第4号 旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
1. 議案第5号 旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
1. 議案第6号 旭川市職員の育児休業等に関する条例及び旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
1. 議案第7号 旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
1. 議案第8号 旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
1. 議案第9号 旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
1. 議案第10号 旭川市愛育センター条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
1. 議案第11号 建物の処分について (提案説明)
1. 議案第12号 財産の取得について (提案説明)
1. 議案第13号 財産の取得について (提案説明)
1. 議案第14号 財産の取得について (提案説明)
1. 議案第15号 財産の取得について (提案説明)
1. 議案第16号 財産の取得について (提案説明)

- |                       |                                                                          |        |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1. 議案第17号             | 財産の取得について                                                                | (提案説明) |
| 1. 議案第18号             | 財産の取得について                                                                | (提案説明) |
| 1. 議案第19号             | 財産の取得について                                                                | (提案説明) |
| 1. 議案第20号             | 財産の取得について                                                                | (提案説明) |
| 1. 議案第21号             | 契約の締結について                                                                | (提案説明) |
| 1. 議案第22号             | 契約の締結について                                                                | (提案説明) |
| 1. 議案第23号             | 契約の締結について                                                                | (提案説明) |
| 1. 議案第24号             | 契約の締結について                                                                | (提案説明) |
| 1. 議案第25号             | 契約の締結について                                                                | (提案説明) |
| 1. 議案第26号             | 契約の締結について                                                                | (提案説明) |
| 1. 議案第27号             | 契約の締結について                                                                | (提案説明) |
| 1. 議案第28号             | 契約の締結について                                                                | (提案説明) |
| 1. 報告第1号              | 令和6年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告について                                           | (報告説明) |
| 1. 報告第2号              | 令和6年度旭川市水道事業会計予算の予算繰越しの報告について                                            | (報告説明) |
| 1. 報告第3号              | 令和6年度旭川市下水道事業会計予算の予算繰越しの報告について                                           | (報告説明) |
| 1. 報告第4号              | 専決処分の報告について                                                              | (報告説明) |
| 1. 報告第5号              | 専決処分の報告について                                                              | (報告説明) |
| 1. 報告第6号              | 専決処分の報告について                                                              | (報告説明) |
| 1. 報告第7号              | 専決処分の報告について                                                              | (報告説明) |
| 1. 請願・陳情議案の審査結果報告について |                                                                          |        |
|                       | 陳情第12号 臓器移植に関わる不正な臓器取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書の提出を求めることについて | (不採択)  |
| 1. 休会について             |                                                                          | (決定)   |
-

---

○議長（福居秀雄） ただいまから、令和７年第２回定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

---

○議長（福居秀雄） 本日の会議録署名議員には、９番小林ゆうき議員、２１番えびな安信議員の両議員を指名いたします。

---

○議長（福居秀雄） ここで、旭川市議会副議長の辞職について御報告いたします。

去る６月５日付をもって、副議長中村のりゆき議員から、諸般の事情により副議長を辞職したいとの申出があり、議会閉会中のため、地方自治法第１０８条ただし書の規定に基づき、同日、これを許可いたしましたので、御報告申し上げます。

---

○議長（福居秀雄） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（稲田俊幸） 御報告申し上げます。

まず、議事日程について、本日の議事日程は、御配付申し上げております議事日程表のとおりでありますので、その朗読は省略いたします。

次に、説明員の出席要求について、本定例会に提出議案等の説明のため、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づき、市長をはじめ、各関係機関に対し、説明員の出席を求めています。

次に、請願・陳情議案の委員会付託について、本件は、御配付申し上げております請願・陳情議案付託表のとおり、陳情第１４号は子育て文教常任委員会に、陳情第１５号は議会運営委員会に、陳情第１６号は総務常任委員会に、陳情第１７号は民生常任委員会にそれぞれ付託をいたします。

次に、例月出納検査結果報告について、監査委員から、令和７年５月２７日付で、４月分の現金出納及び現金残高については、各会計とも正確である旨の報告書の提出がありましたので、御報告いたします。

以上。

---

○議長（福居秀雄） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第１、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から６月２３日までの１２日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から６月２３日までの１２日間と決定いたしました。（「議事進行」と言う者あり）

○議長（福居秀雄） 品田議員に申し上げます。

議事進行の発言ですか、それとも、議事進行の動議ですか。

○品田ときえ議員 動議です。

○議長（福居秀雄） 動議の趣旨について、簡潔に御説明願います。

○品田ときえ議員 福居秀雄議長は、第3回臨時会流会の責任を感じるそぶりもなく、また、議会の正常化に向けて全く何もしようとしておりません。

このままでは議長を信任することができないため、議長不信任決議を動議として提案させていただきますので、動議提出の手続のために会議を休憩していただくことを動議として提案いたします。

○議長（福居秀雄） ただいま、品田議員から、議長不信任決議案の用意があるので休憩されたいとの動議が提案されましたが、賛成者はおられますか。

動議に賛成する方は、挙手をしてください。

（挙手する者あり）

○議長（福居秀雄） 所定の賛成者がおりますので、本動議は成立いたしました。

この際であります、この休憩動議につきましては、議長としてはこれを認めた上で対処する必要があるものと考えますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

---

再開 午後6時00分

○議長（福居秀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、お諮りいたします。

2番横山議員外14名から、決議案第1号、福居秀雄議長の不信任決議についてが提出されておりますので、この際、日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、これより、決議案第1号を議題とするわけでありますが、私の一身上に関する事件であり、また、副議長が欠けておりますので、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。

出席議員中、年長議員は杉山允孝議員でありますので、杉山議員に臨時議長をお願いすることとし、議長席を臨時議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後6時01分

（福居議長退場）

---

（杉山臨時議長、議長席に着席）

再開 午後6時02分

○臨時議長（杉山允孝） 再開いたします。

日程第40、決議案第1号、福居秀雄議長の不信任決議についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

高橋紀博議員。

○高橋紀博議員（登壇） 決議案第1号、福居秀雄議長の不信任決議につきまして、提案理由の説

明を申し上げます。

敬称は略させていただきます。

提出者は、旭川市議会議員

|          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 横 山 啓 一  | 上 野 和 幸   | ま じ ま 隆 英 |
| 高 橋 紀 博  | 品 田 と き え | 塩 尻 英 明   |
| 高 木 ひろたか | 能 登 谷 繁   | 高 見 一 典   |

賛成者は、旭川市議会議員

|           |         |           |
|-----------|---------|-----------|
| 中 村 み な こ | 江 川 あ や | 植 木 だいすけ  |
| 小 林 ゆ う き | 石 川 厚 子 | 金 谷 美 奈 子 |

以上、15名であります。

#### 福居秀雄議長の不信任決議

福居秀雄議長が先の第3回臨時会を流会させたことの責任は、極めて重いものである。

副議長が流会の責任を感じ辞職した中で、先の6月6日の議会運営委員会において、福居議長にも第3回臨時会を流会させた責任があるのではないかと議長の見解を問うても、「非常に残念に思っている次第です」と他人事のように述べて、およそ議長として責任を感じていないことが分かった。

また、同じ議会運営委員会で、福居議長は臨時会が流会となって以降、各会派と調整するなど議会正常化のための働きかけを何ら行っていないことも判明した。

議会運営の責任や議会全体を調整する議長としての職責を全うしていないことは、明らかである。

よって、旭川市議会は、議会を混乱させ、議長としての職責を全うしようとしないうる福居秀雄議長をここに不信任とし、その辞職を求めるものである。

以上、決議する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○臨時議長（杉山允孝） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（杉山允孝） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

この採決につきましては、2番横山議員外14名から無記名投票によられたいとの要求がありますので、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（杉山允孝） ただいまの出席議員数は、臨時議長を除き31名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（杉山允孝） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（杉山允孝） 配付漏れはなしと認めます。

次に、投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○臨時議長(杉山允孝) 異状なしと認めます。

次に、念のため申し上げます。

投票に当たりましては、本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、順次、投票をお願いします。

なお、投票中、白票及び賛否が明らかでないものは、否とみなすことにいたします。

ただいまから、投票を行います。

議席番号順に、議長席に向かって右側からお進みいただき、投票が終わりましたら、左側から自席にお戻りいただきたいと存じます。

それでは、2番横山議員から、順番に投票願います。

(投票)

○臨時議長(杉山允孝) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長(杉山允孝) 投票漏れは、なしと認めます。

以上で、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(杉山允孝) これより、開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人には、会議録署名議員である小林ゆうき議員、えびな安信議員の両議員を指名いたします。

よって、両議員の立会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長(杉山允孝) ただいまの開票の結果を御報告申し上げます。

投票総数31票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成16票、反対15票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、本案は、可決することに決定いたしました。

ここで、議長席を議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後6時17分

(杉山臨時議長退席)

---

(福居議長入場、議長席に着席)

再開 午後6時30分

○議長(福居秀雄) 再開いたします。

日程第2、議案第29号、株式会社旭川振興公社の株主総会における議決権の行使についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

和田総務部長。

○総務部長（和田英邦） 議案第29号、株式会社旭川振興公社の株主総会における議決権の行使につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、株式会社旭川振興公社取締役の任期満了に伴い、次期取締役9名を選任するために定時株主総会において議決権を行使する必要がありますことから、旭川市議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1号の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。  
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） ここで、お諮りいたします。

この際、日程の一部を変更し、日程第3から日程第37までの議案第1号ないし議案第28号及び報告第1号ないし報告第7号の以上35件を一括して議題とし、順次、提出者の説明を求めることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、日程第3から日程第37までの議案第1号ないし議案第28号及び報告第1号ないし報告第7号の令和7年度旭川市一般会計補正予算、水道事業会計補正予算、下水道事業会計補正予算、職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例の制定、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定、職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定、障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、愛育センター条例の一部を改正する条例の制定、建物の処分、財産の取得、契約の締結、令和6年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告、水道事業会計予算の予算繰越しの報告、下水道事業会計予算の予算繰越しの報告、専決処分の報告の以上35件を一括して議題といたします。

本案について、議案番号の順序に従い、順次、提出者の説明を求めます。

熊谷総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 議案第1号から議案第3号の令和7年度各会計補正予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

以下、補正予算書で御説明申し上げます。

初めに、1ページを御覧ください。

議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算につきましては、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正にお示しいたしておりますように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億9千488万8千円を追加し、1千804億8千723万1千円にするものでございます。

その内容といたしましては、7ページから9ページの事項別明細書歳出にお示しいたしておりますように、7ページの2款総務費では、ふるさと納税推進費など3事業で3千458万4千円、3款民生費では、視覚障害者情報提供推進費など6事業で4千686万6千円、7ページから8ページにわたりますが、4款衛生費では、水道事業会計出資金など2事業で1千461万2千円、6款農林水産業費では、高付加価値農産物流通拡大事業費など5事業で8千78万1千円、8ページから9ページにわたりますが、7款商工費では、中小企業振興資金融資事業費など5事業で5千535万5千円、8款土木費では、街あかり推進費など2事業で2千269万円、10款教育費では、豊岡小学校増改築費など2事業で4千万円をそれぞれ追加するものでございます。

これらの財源につきましては、5ページから6ページの歳入にお示しいたしておりますように、5ページの17款国庫支出金で792万9千円、18款道支出金で2千392万円、5ページから6ページにわたりますが、20款寄附金で7千万円、21款繰入金で2千536万1千円、22款繰越金で1億157万8千円、23款諸収入で50万円、24款市債で6千560万円をそれぞれ追加するものでございます。

4ページの第2表繰越明許費では、放課後児童クラブ運営費について、繰越明許費を設定するものでございます。

第3表地方債補正では、水道事業会計出資債など4件の限度額を変更するものでございます。

次に、11ページを御覧ください。

議案第2号、令和7年度旭川市水道事業会計補正予算につきましては、12ページの実施計画にお示しいたしておりますように、水道事業費用で997万3千円、資本的収入で1千399万6千円をそれぞれ追加するものでございます。

そのほか、関係条文につきましても併せて整備するものでございます。

最後に、13ページを御覧ください。

議案第3号、令和7年度旭川市下水道事業会計補正予算につきましては、14ページの実施計画にお示しいたしておりますように、下水道事業収益で61万6千円、下水道事業費用で454万7千円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 和田総務部長。

○総務部長（和田英邦） 議案第4号から議案第6号までの3件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第4号、旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、法改正等に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を目的として、妊娠、出産等の申出をした職員や子育てを行う職員、あるいは家族の介護が必要となった職員に対し、出生時や育児期、あるいは介護が必要となった時期における制度周知や利用意向の確認が義務づけられたことな

どから、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第5号、旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職務内容に応じた額とするために、いじめ防止等対策委員会の委員及びいじめ問題再調査委員会の委員に係る時間額報酬及び日額報酬の加算制度を新設するとともに、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票所の投票管理者等の報酬額を引き上げようとするものでございます。

次に、議案第6号、旭川市職員の育児休業等に関する条例及び旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、法改正により、育児のために勤務時間の一部を休業する部分休業について、1日につき2時間を超えない範囲内で取得できるこれまでの方法に加え、新たに1年につき10日の範囲内で取得できる方法が設けられ、いずれかを選択できることが規定されたことなどから、所要の改正を行おうとするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 川邊福祉保険部長。

○福祉保険部長（川邊 仁） 議案第7号から議案第9号までの3件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

いずれも、改正障害者総合支援法の施行に伴い、新たな障害福祉サービスとして就労選択支援が開始されることによるものでございます。

議案第7号、旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、改正法の施行に伴い、引用条項を整備しようとするものでございます。

議案第8号、旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第9号、旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定の2件につきましては、関係省令の一部改正に伴い、サービスを提供する事業者の指定基準等について、所要の規定を整備しようとするものでございます。

施行日は、いずれも令和7年10月1日としております。

以上、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 向井子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 議案第10号、旭川市愛育センター条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、引用条項を整備しようとするもので、施行日は令和7年10月1日としております。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 浅利行財政改革推進部長。

○行財政改革推進部長（浅利 豪） 議案第11号、建物の処分につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、旭川市西神楽3線25号に所在します旧千代ヶ岡小学校及び旧千代ヶ岡中学校の建物を3千423万6千950円で、旭川市神楽岡10条3丁目のアイラーセン・ジャパン合同会社に売却しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 松本総務監。

○総務部総務監（松本 賢） 議案第12号から議案第20号までの財産の取得につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案第12号は、（仮称）旭川市リサイクルセンターにおける資源物の積み込みに充てるため、ホイールローダ1台を1千980万円で北海道市町村備荒資金組合から買収しようとするものでございます。

次に、議案第13号は、除排雪に充てるため、ロータリ除雪車1台を6千292万円でナラサキ産業株式会社旭川支店から買収しようとするものでございます。

次に、議案第14号は、路面清掃に充てるため、路面清掃車1台を4千290万円で北海道市町村備荒資金組合から買収しようとするものでございます。

次に、議案第15号は、消火活動に充てるため、水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）1台を9千460万円で株式会社北海道モリタ旭川営業所から買収しようとするものでございます。

次に、議案第16号は、大規模災害時の救急医療等に充てるため、災害対応特殊救急自動車1台を3千76万7千円で旭川トヨタ自動車株式会社旭川店から買収しようとするものでございます。

次に、議案第17号は、近文清掃工場における焼却施設の維持管理に充てるため、焼却施設用部品1式を3千564万円で荏原環境プラント株式会社北海道支店から買収しようとするものでございます。

次に、議案第18号は、一人暮らしの高齢者等の家庭における火災、急病、事故等の緊急事態に対処するため、緊急通報システム通報機器180組を2千293万5千円で緊急通報システム事業協同組合から買収しようとするものでございます。

次に、議案第19号は、災害時等の指令業務に充てるため、車両運用端末装置1式を9千735万円で株式会社富士通ゼネラル北海道情報通信ネットワーク営業部から買収しようとするものでございます。

次に、議案第20号は、小中学校における学習活動に充てるため、令和7年度旭川市小中学校学習者用コンピュータ等（Chrome OS）2万1千813台を11億2千773万2千100円で東日本電信電話株式会社から買収しようとするものでございます。

続きまして、議案第21号から議案第28号までの契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第21号の旧5条庁舎解体工事につきましては、契約金額1億6千5万円で、畠山建設株式会社、株式会社谷脇組の2社で構成する畠山・谷脇共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

次に、議案第22号の旭山動物園遊戯施設整備工事につきましては、契約金額1億5千235万円で、平間造園株式会社、北海道グリーン工業株式会社、株式会社イハラの3社で構成する平間・北海道グリーン・イハラ共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

次に、議案第23号のカムイスキーリンクス第5リフト整備工事につきましては、契約金額4億3千725万円で、日本ケーブル株式会社札幌支店と契約を締結しようとするもので、契約の方法

は条件付一般競争入札でございます。

次に、議案第24号のカムイスキーリンクス第5リフト整備電気設備工事につきましては、契約金額1億7千226万円で、西山坂田電気株式会社、石森電気工事株式会社、株式会社天日電気の3社で構成する西山坂田・石森・天日共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

次に、議案第25号の忠和6条道路線改良工事につきましては、契約金額2億4千695万円で、株式会社廣野組、株式会社騎西組の2社で構成する廣野・騎西共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

次に、議案第26号の花咲大橋長寿命化（耐震補強）工事につきましては、契約金額2億240万円で荒井建設株式会社と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

次に、議案第27号の千代田小学校グラウンド整備工事につきましては、契約金額1億7千380万円で、清香園山田植木株式会社、株式会社石田兼松八興建設、株式会社グリーン造園の3社で構成する山田・石田・グリーン造園共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

次に、議案第28号の永山西小学校プール改築工事につきましては、契約金額1億6千346万円で、吉宮建設株式会社、株式会社岸田組の2社で構成する吉宮・岸田共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 熊谷総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 報告第1号から報告第3号の令和6年度各会計予算の繰越しの報告につきまして御説明申し上げます。

初めに、報告第1号、令和6年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告についてでございますが、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり、中心市街地活性化推進費など32事業につきまして、令和6年度内に支出の終わらなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

次に、報告第2号、令和6年度旭川市水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございますが、別紙予算繰越計算書のとおり、配水管布設工事など4事業につきまして、令和6年度内に支払い義務の生じなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

最後に、報告第3号、令和6年度旭川市下水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございますが、別紙予算繰越計算書のとおり、下水管布設工事など3事業につきまして、令和6年度内に支払い義務の生じなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

以上、報告第1号は地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第2号及び第3号は地方公営企業法第26条第3項の規定により、それぞれ御報告申し上げます。

続きまして、報告第4号及び第5号の専決処分の報告につきまして御説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、先般、流会となりました令和7年第3回臨時会に令和7年度旭川市一般会計補正予算として提案を予定しておりました带状疱疹ワクチンの定期接種に伴う費用と、令和7年度旭川市下水道事業会計補正予算として提案を予定しておりました大規模下水道管路の調査に伴う費用について、緊急施行を要すると判断し、5月16日に専決処分を行ったもので

ございます。

その内容といたしましては、報告第4号の一般会計では、補正予算書の事項別明細書歳出にお示しいたしておりますように、4款衛生費の予防接種費で4千34万3千円を追加し、この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、21款繰入金で同額を追加したものでございます。

次に、報告第5号の下水道事業会計では、補正予算書の実施計画にお示しいたしておりますように、下水道事業収益で4千200万円、下水道事業費用で8千400万円、資本的収入で1千663万2千円、資本的支出で1千666万4千円をそれぞれ追加したものでございます。

そのほか、関係条文につきましても併せて整備したものでございます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により、御報告申し上げます。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 岡田建築部長。

○建築部長（岡田光弘） 報告第6号、専決処分の報告につきまして御説明いたします。

本件は、報告議案に記載されている者が長期にわたって市営住宅の家賃を滞納しており、適正な市営住宅の管理運営に重大な支障を来していることから、この者を相手方として、市営住宅の明渡し及び家賃などの支払いの請求に係る訴えの提起をすることにつきまして、本年5月27日に専決処分させていただいたものでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（福居秀雄） 松本総務監。

○総務部総務監（松本 賢） 報告第7号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

本件は、旧総合庁舎解体工事につきまして、インフレスライドに伴う設計変更に対処するため、工事請負契約の変更契約を締結したものでございます。

契約金額7億5千237万66円を7億5千682万5千303円に変更することとし、令和7年4月25日に専決処分させていただいたものでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（福居秀雄） 以上で、提出者の説明を終わります。

したがいまして、これより各号議案に対する質疑に入る順序となるわけではありますが、議事運営の都合により、この場合、議案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

---

○議長（福居秀雄） 日程第38、請願・陳情議案の審査結果報告についてを議題といたします。

本案は、日程第38付表のとおり、総務常任委員会委員長から審査結果の報告書が議長宛て提出されておりますので、これより総務常任委員会委員長の報告を求めることといたします。

総務常任委員会

委員長 21番 えびな議員。

○えびな安信議員（登壇） 総務常任委員会に付託を受けておりました請願・陳情議案のうち、結論を得たものにつきまして御報告申し上げます。

陳情第12号、臓器移植に関わる不正な臓器取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書の提出を求めることについてであります。イスタンブール宣言においては、臓器提供と臓器移植の自給自足の達成に努めるべきとされており、日本において今必要なことは、ドナーを増やしていくことを目指し、ドナーとなることへの理解を広げるなどの啓蒙であると考えことから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、審査結果の報告を終わらせていただきます。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

本案に対する委員長報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、採択することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成少数であります。

よって、本案は、不採択とすることに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） ここで、お諮りいたします。

本定例会は、議案調査等のため、明6月13日から16日までの4日間、休会することにいたしますと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、明6月13日から16日までの4日間、休会することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 本日の会議は、以上で終わりたいと思います。

なお、6月17日、本日に引き続き午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

6月17日の議事日程は、本日の続行であります。

それでは、本日の会議は、これをもって散会いたします。

---

散会 午後6時58分

以上のとおり会議のてんまつを記載し、その  
相違ないことを証するため、ここに署名する。

旭川市議会議長

旭川市議会臨時議長

署 名 議 員

署 名 議 員